



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3階

2014 年 6 月 10 日発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

優良サ高住は全体の約 14% 業界団体が独自調査 “長期入院で強制退去” 悪質サ高住の存在も明らかに

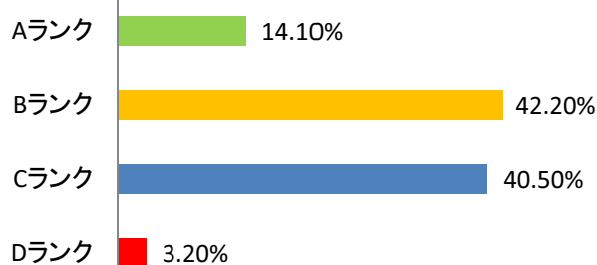
全国のサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）を対象に、安全性や暮らしやすさなど、独自の視点から機能評価を行った業界団体の調査結果がこの度発表され、特に優良であると評価された住宅が約 14%ある一方、悪質なサ高住も存在していることが明らかになりました。

この調査は、社会福祉法人敬友会 高齢者住宅研究所が全国のサ高住 2055 件を対象に行ったアンケート調査で、サ高住の機能やサービスを、①住まいとしての前提条件、②安心・安全の確保、③生活上の事由の確保、④入居者の尊厳の保障、の観点から採点し、上位から A～D のランク付けを行ったものです（各ランクの割合は、右図を参照）。

サ高住とは、高齢者が長く住み続けられることを目的に整備された住居で、法律によってバリアフリー設計や安否確認サービスの実施など一定の基準を満たすことが義務付けられています。現在、全国には約 13 万戸のサ高住があるといわれています。しかしながら今回の調査では、高齢者の長期安定居住を前提としたサ高住でありながら、“居住の安定化に疑問の余地あり” の D ランク判定という悪質な住居が存在していることが指摘されています。

D ランク判定となったサ高住は、どのような点が“居住の安定化に疑問の余地あり”とみなされたのでしょうか。調査結果によると、

各ランクの割合



“問題あり” サ高住の実例

- ・認知症の悪化、医療依存度の高い人、長期不在等を理由に事業者が一方的に契約を解除できるという文言が契約書に記載されている
（例：契約書に“1ヶ月以上入院予定の場合は原則として退去手続きを取らせていただきます”の文言）
- ・費用の徴収方法について、パンフレットによって内容表記が異なる
- ・礼金を徴収している

D ランクのサ高住では、入居時にかかわらず契約書のなかに、入居後の感染症罹患や認知症発症などの容態変化を理由に、一方的に解約・退去を求める内容が記載されていたといいます。これらの文言を契約書に盛り込むことは違法であり、明らかに長期安定居住に反す

るという点がDランク判定の最大の根拠となりました。

また、Dランク判定には至らなかったものの、Cランク・Bランク判定のサ高住のなかにも費用の徴収方法についてあいまいな表記がある、礼金を徴収している（注：法律によってサ高住では礼金の収受は禁止されています）などの“問題あり”事例が散見され

たとのことです。高齢者施設不足への切り札として期待されているサ高住ですが、この度の実態調査が示しているのは、必ずしもすべてのサ高住が高齢者が安心して暮らせる場所ではないということです。悪質なサ高住を増やさないためにも、今後、より詳細は実態把握と監督省庁。自治体による監督指導強化が望まれます。

《トピックス》

「お泊りデイ」規制の動き広がる 都道府県が連泊日数の上限を設定

高齢者が日中を過ごし、入浴や食事、レクリエーション等を行うデイサービス（通所介護）において、事業所内の静養室や居間を用いて夜間に高齢者を宿泊させるいわゆる「お泊りデイ」と呼ばれるサービスについて、独自に運営基準等を設ける都府県が増えていきます。

そもそも「お泊りデイ」とは、家族の冠婚葬祭などの急用の際に、高齢者が通い慣れたデイサービス事業所を宿泊に用いるという、一時的宿泊サービスです。介護保険では認められていないサービスですが、ショートステイ事業所の不足している都市部等を中心に、ニーズが高いサービスといわれています。

このように本来は一時的な短期間の宿泊を意味していた「お泊りデイ」なのですが、近年「お泊りデイ」を利用して長期間連続して宿泊し続ける“ロング”とよばれる利用者が増加しつつあり、問題化しています。

“ロング”の方の多くは高齢者施設への入居を希望しながら、空室がない、金銭的に入居が困難、などの理由から入居ができない人であるといわれています。とはいえ、デイサービスは本来日中の利用を主とする施設です。設備や衛生面等から長期宿泊は好ましくありません。そこで、2011年に兵庫県、次いで東京都が連泊日数の制限を盛り込

んだ独自の基準を設けたことを皮切りに、大阪府が2012年、近年では埼玉県、千葉県、愛知県、が同様の基準を設けています。このほか、静岡県が今年5月に、鳥取県も今夏の施行を予定するほか、一部報道によれば、宮城、奈良、徳島、佐賀など10県が基準制定を検討しているということです。

安全面等から“ロング”を問題視し、規制しようとする動きが広がるなか、国による規制を求める声も地方行政のなかには高まっています。しかしながら、この問題の背景にある高齢者施設の不足という根本的な問題が解消されない限り、「お泊りデイ」を規制するだけでは状況は改善しないことは明らかです。高齢者施設待機者への抜本的対策が求められます。

高齢者施設への訪問診療 診療報酬 引き下げで医師の撤退相次ぐか

今年4月の診療報酬改定により、介護付き老人ホームやグループホームなどの高齢者向け施設に医師が訪問診療を行った際の報酬が、最大で旧来の4分の1程度まで引き下げられました。このことにより、高齢者向け施設に医師を派遣している医療機関の間で訪問診療から撤退する動きが相次ぎ、医師の確保に対し不安を覚える高齢者施設が増えているといわれています。

今年、診療報酬の減額が打ち出された背景

には、高齢者施設への訪問診療について一部の悪質業者の存在が指摘されるようになったことがあります。近年、厚生労働省は医療費を抑制するため、施設や自宅での在宅医療を充実させる方針を進めてきました。その考え方をうけて、在宅医療の診療報酬も増額傾向となっていました。しかしながら、そのことにより短時間で多くの患者を診療できる施設往診は“割のいいビジネス”として成立するようになり、バックマージンを要求する施設や、患者を紹介して報酬の一部を受け取る紹介業者の存在など、一部に悪質な業者が現れるようになりました。診療報酬の引き下げは、このような状況を受けた一種の規制と考えられます。

一部報道等によれば、訪問診療からの撤退の動きはこの夏以降本格化するといわれており、医療機関との関係の薄い高齢者施設では医師の往診が確保できなくなるなどの問題が多発する可能性があります。

“江頭博幸氏を偲ぶ会” 開催される NPO通院介護センター「さわやか」

今年 1 月に亡くなられたNPO法人通院介護センター「さわやか」相談役 江頭博幸さんを追悼する会が、5 月 3 日、北九州市内のホテルにて開かれました。

この集まりは「さわやか」主催により“江頭博幸氏を偲ぶ会”として開催されたもので、参加者は往年の江頭さんを偲び、なごやかなひと時を過ごしました。

偲ぶ会当日は、福岡・佐賀・長崎の通院送迎事業所のほか、「さわやか」ボランティア、腎友会関係者、地元北九州市の市議会議員の方など総勢 43 名の方が福岡県内をはじめ九州各地から集まり、江頭さんとの思い出を語り合いました。多様な出席者の顔ぶれからも、故人の活動範囲や影響力の広さが改めて感じられます。

《事務局より》

■ 全腎協 講師派遣制度をご活用下さい！

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方を対象に通院送迎に関する勉強会、講演会の際の講師派遣を行っております。

講師は、通院介護委員会の委員を中心に、全腎協役員のほかテーマに合った人材を派遣いたします。

通院送迎や介護保険、またその周辺知識に関する講演会、勉強会、研修会等の催しの際にぜひご活用下さい！

【テーマ】

- 全腎協通院介護支援事業の歴史
- 福祉有償運送とは
- 送迎事業所の開設ノウハウ
- 福祉有償運送登録によらない通院送迎～いわゆる「無償」通院送迎とは
- 介護保険と通院送迎
- 富山型デイサービスとは

など

【講師】

馬場 享 通院介護委員長（全腎協副会長）
金子 智 通院介護委員（全腎協常務理事）
池田 充 通院介護委員

ほか

【お申し込み方法】

希望開催日の 1 ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として下記的全腎協事務局まで、お電話下さい。その際、テーマ・講師についてご希望をお聞かせ下さい。

T E L : 03-5395-2631

その他、本件に関するお問い合わせ等も、全腎協事務局までお願いいたします。

皆さまからのお問い合わせをお待ちしております。

